

第五回國會 衆議院 内閣委員会・法務委員会連合審査會議録第一号

昭和二十四年四月二十五日(月曜日)

午後一時四十三分開議

出席委員

内閣委員会

委員長 齋藤 隆夫君

理事青木 正君 理事小川原政信君

理事有田 喜一君 理事木村 榮君

理事花本 幹雄君

江花 靜君 鹿野 彦吉君

高橋 英吉君 丹羽 彪吉君

山本 久雄君 北村徳太郎君

小林 信一君

法務委員会

委員長 花村 四郎君

理事北川 定務君 理事高木 松吉君

理事吉田 安君 理事梨木次郎君

押谷 富三君 鍛冶 良作君

田嶋 好文君 牧野 實策君

松本 弘君 眞鍋 勝君

大西 正男君 世耕 弘一君

出席國務大臣 植田 俊吉君

出席府政委員

法務政務次官 遠山 丙市君

法務調査意見長官 兼子 一君

(調査意見 第一局長) 岡咲 惣一君

法務事務官 佐藤 藤佐君

法務行政長官 佐藤 藤佐君

委員外の出席者

専門員 龜封川 浩君

専門員 小関 紹夫君

専門員 村 敦三君

専門員 小本 貞一君

本日の會議に付した事件
法務廳設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五二二号)

○齋藤委員長 それではこれより會議を開きます。
本日は法務廳設置法等の一部を改正する法律案につきまして内閣委員会と法務委員会との連合審査会でありまして、御質疑は本日の議題について十分していただきますと存じますが、連合審査会ではできませんれば、一日で終了したいと存じます。

質疑は通告順によりいたしたいと存じますから、あらかじめ御通告くださるようお願いいたします。なお質疑はなるべく簡単に、かつ本日の議題であります法務廳設置法等の一部を改正する法律案そのものについてお願いいたします。

まず提案の理由の説明を求めます。
法務總裁

○植田國務大臣 法務廳設置法等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

法務廳には御承知の通り、現在法務總裁のもとに檢務長官、法制長官、法務調査意見長官、訟務長官及び法務行政長官の五人の長官と、法務總裁官房長が置かれておまして、その下部機構として合計十六の局と官房があります。すなわち檢務長官の指揮監督のもとに檢務局及び特別審査局の二つの局が置かれ、法制長官の指揮監督のもとに法制第一局、法制第二局、法制第三局の三つの局があり、法務調査意見長

官の指揮監督のもとに調査意見第一局、調査意見第二局及び資料統計局の三つの局が置かれ、訟務長官の指揮監督のもとに民事訟務局、税務訟務局及び行政訟務局の三つの局が置かれ、法務行政長官の指揮監督のもとに民事局、人権擁護局、矯正総務局、成人矯正局及び少年矯正局の五つの局が置かれております。そして法務總裁官房長は、總裁を助けて官房の事務を指揮監督することになっておるのであります。このたびの改正案におきましては行政機構簡素化の方針に従いまして、現在の五長官、十六局制を三長官、十一局制に縮小し、かつ國家行政組織法の施行に伴いまして、法務廳の名称を法務府と改めましてはか、いわゆる各種の廳外機関等について所定の規定を設けました。以下その要点を申し上げます。御審議の御参考に供したいと存じます。

改正案におきましては、法務總裁のもとに法制意見長官、刑政長官及び民事法務長官の三長官と法務總裁官房長を置き、法務府が設置されてから今日までの一年有余の経験にかんがみまして、法制意見長官の指揮監督のもとに法制意見第一局から第四局までの四局を置き、大抵現在の法制長官と法務調査意見長官所屬の各局を統合し、刑政長官の指揮監督のもとに檢務局、矯正保護局及び特別審査局の三局を配置し、主として従来の檢察及び行刑關係の事務を同一長官のもとに一括し、民事法務長官の指揮監督のもとに民事訟務局、行政訟務局、民事局及び人権擁護局の四局を置くことにいたしましたのであります。なお近く犯罪者予防更生法案を提出して御審議を願うことにいたしておりますが、この予防更生法が施行になりますまでの間臨時に保護局を置き、いわゆる司法保護に関する各種の事務を処理させることにいたしました。また官房におきましては、全國の檢察廳、刑務所、少年院、法務局及び地方法務局等の会計事務を管掌し、おびただしい事務量に上りますので特にこのたび経理部を設けることにいたしました。

以上法務本府の機構の概要であります。以上が、いわゆる廳外機関につきましまして、現在の司法事務局並びに訟務關係の駐在官制度及び人権擁護關係の駐在官制度をいづれも廃止しまして、これを法務局及び地方法務局に改組しました。これは、大抵において國家行政組織法の施行に伴う法規の整備を主眼とするものであります。

以上はなほ簡略でございますが、提案の理由を御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○齋藤委員長 これより通告順によつて發言を許します。花村四郎君。

○花村委員 先ほど委員長から、本法案に關します審議を本日で終えるというお話だったのでありますが、ただいま法務委員会に提出いたされんとしております関連法案もあり、かたゞ本法案を本日限りにおいて審議を終るというようなことは、法務委員会の審議

に支障を來さしむるというおそれがあるのであります。本日中午に審議を終了せなければならぬという必要が一体どこにあるのですか。その点をお聞きしたい。

○齋藤委員長 お答えいたします。御承知の通りこの内閣委員会に付託せられておる法案は山のごとく多々あるのです。非常にたくさんで、三十も四十もある。これまで出てくるものも二十余りあります。いろいろ理事の方と協議いたしました結果、遅くとも來月の七日ごろまでにこの連合審査会の質問を終らなくちゃならぬ。ところがなかなかこれが時間の都合で、とても連合審査会を一日ずつで切り上げてもらわぬと時間が間に合わないのではありませんか、いろいろその方面の都合を考えまして、一日にやつていただきたというところと、それからつまりこの問題は行政機構の改革に關するものでありますから、この司法の行政の運用に關してはまた司法委員会がありますから、その方ですつかりやつていただいで、なるべく機構そのものについて御質問をお願いしたいと思います。そうすれば一日でできるだろうと思ひます。できなければしかたがありません。

○花村委員 法案が内閣委員会に多いのであるから、本日中午に上げなければならぬということも理由になるまいと思ひます。法務廳の機構に關する問題であるから、運用に關する面は別個に考えてもよいというのであります。が、機構に關する問題と、運用

に關する問題とは不分離の關係にありまして、これはやはり運用の面から機構の改正について大いに考えなければならぬことは當然でありますので、従つてこの法案が内閣委員会に山積しているから、本日一日をもつて上げなければならぬというようなことは、これはまことに無謀であると申さなければならぬと思つておりますが、もし内閣委員会において慎重審議がなし得ないという情勢にあるといたしますならば、法務委員会とはまことに密接なる關係を持つております法案でありますからゆえに、法務委員

○齋藤委員長 それは委員長の希望を申したのであります、委員長は議事を整理するところの権限がありますから、議事の進行の上において、衆議院規則を適用するかもわかりませんが、そのつもりで御審議を願います。

○花村委員 しかしらばこの問題は後にひとつ御懇談を申し上げることにしておきますが、私どもの考えといたしましては、本日中午にこの法案を上げてしまふというところに対しては反対であります。反対の意見を表明しておきます。また後にその理由を申し上げて御懇談を願ひたいと思ひます。それから本法案はただいまの法務総裁の御提案によりますれば、行政整理の一環として、この機構の改革をなされたということと存じます。これはしかるべきことと存じます。しかし法務行政における行政整理の科学的基準というものをどこに置いてどういふ改正案を出したのか、これをまず第一にお尋ねしたいと思ひます。

○齋藤委員長 お答えいたします。議院運営委員会におきまして、各省の設置法案はことごとく内閣委員会に專屬するといふことにきめましたから、ここでやるのであります。

○花村委員 それはおきめになつたでしょうが、それは動かすべからざる法則でもないわけですから、もし審議の途上において慎重審議ができぬということであれば、他の方へまわすことはあえて違法ではないと思ひますから、委員長の方でさうおとりはからいになられたらいかですか。あるいはそれともただいま委員長が申されたように、本日一日でこれを終了するという

とつ御明示を願ひたいと思ひます。○齋藤委員長 行政整理の問題であります。閣議におきまして行政機構の三割削減、こういふことがきまりました。全体を通じて、大体三割を標準にして機構を縮小するといふことがきまりましたので、私の方の機構としては三割以上小さくなつております。これはしかしあるいは二割にするか、四割にするかといふことになるのであります。事務当局が熱心に検討いたしました結果、大体今日成案となつて提案申し上げております案が一番運用がよいであろう。これが一番合理的であろうといふことに結論がなりましたので、この案にいたしましたのであります。

○花村委員 行政整理は國家の要請でありますから、当然過ぎるほど当然であります。この改正案を見ますれば、要するに現在までの法務廳を縮小したというにすぎぬのであります。もちろんこれは行政整理として縮小の方途に進むべきは当然ではあります。が、その縮小することによつて、その能率を低下せしめてはならぬのみならず、さらに進んで新時代に沿うところの新しき機構を持つた機構をつくり出すといふことであらねば、眞の行政整理の精神を貫くことはできぬと思ふのであります。が、本法案を見てみますれば、要するに在來の法務廳をただ縮小したというにすぎない。何ら新生面を開いておるといふ点を観取し得られないのであります。今や國家再建も一歩一歩進みまして、そして今日の段階においてはさらに國家再建に関する新方途を見出して、新しき時代の流れに沿うといふことに相なるべきが行政整

○齋藤委員長 お答えいたします。議院運営委員会におきまして、各省の設置法案はことごとく内閣委員会に專屬するといふことにきめましたから、ここでやるのであります。

○花村委員 それはおきめになつたでしょうが、それは動かすべからざる法則でもないわけですから、もし審議の途上において慎重審議ができぬということであれば、他の方へまわすことはあえて違法ではないと思ひますから、委員長の方でさうおとりはからいになられたらいかですか。あるいはそれともただいま委員長が申されたように、本日一日でこれを終了するという

とつ御明示を願ひたいと思ひます。○齋藤委員長 行政整理の問題であります。閣議におきまして行政機構の三割削減、こういふことがきまりました。全体を通じて、大体三割を標準にして機構を縮小するといふことがきまりましたので、私の方の機構としては三割以上小さくなつております。これはしかしあるいは二割にするか、四割にするかといふことになるのであります。事務当局が熱心に検討いたしました結果、大体今日成案となつて提案申し上げております案が一番運用がよいであろう。これが一番合理的であろうといふことに結論がなりましたので、この案にいたしましたのであります。

○花村委員 行政整理は國家の要請でありますから、当然過ぎるほど当然であります。この改正案を見ますれば、要するに現在までの法務廳を縮小したというにすぎぬのであります。もちろんこれは行政整理として縮小の方途に進むべきは当然ではあります。が、その縮小することによつて、その能率を低下せしめてはならぬのみならず、さらに進んで新時代に沿うところの新しき機構を持つた機構をつくり出すといふことであらねば、眞の行政整理の精神を貫くことはできぬと思ふのであります。が、本法案を見てみますれば、要するに在來の法務廳をただ縮小したというにすぎない。何ら新生面を開いておるといふ点を観取し得られないのであります。今や國家再建も一歩一歩進みまして、そして今日の段階においてはさらに國家再建に関する新方途を見出して、新しき時代の流れに沿うといふことに相なるべきが行政整

○齋藤委員長 お答えいたします。議院運営委員会におきまして、各省の設置法案はことごとく内閣委員会に專屬するといふことにきめましたから、ここでやるのであります。

の仕事を遂行して行くという上において、何らの支障なしとお認めになるのであります。さういふ点に對して、法務廳としての行政活動をいたします面をもう少し廣く、かつ強固にして行くといふやうなことを望ましいことであらうと思つております。が、最も必要なる最高顧問たるこの仕事を強力に推進して行くといふ重大な使命をはたす上において、何らの支障はないとお考えになりましようか、それをお尋ねいたします。

○齋藤委員長 お話まことにごもつともでありまして、法制と調査意見との二局の長官が、新しい法務廳の機構といたしまして最も重点を占めるものであります。従つてこれを縮減したることについては、相當に頭を悩ましたのであります。が、しかしながら實際のこれまでの運用に徴して見ますに、どうも最初企圖いたしましたごとくに運用ができにくいのであります。つまりもとと法制局で一緒にやつてやつておつたのであります。が、かえつて一つにした方が能率があがりはせんか、二つであるがためにかえつていづれも能率を落すといふやうなことがないでもなかつたのであります。あるいは運用のやり方がまずかつたせいかもしれません。が、機構の面及び人の運用の面でもどうも悪いところがあつたのであります。この際二つを一つにするには少し小さくなりすぎるかとも思ひましたが、さて一つ半にするわけにも参りませんので、二つを一つにいたしました。そのかわりに人材を充実いたしました。最も優秀な人もつて充実したる運用をやつてみた

○花村委員 なるほど法務廳はできましてから日が浅いのであります。それから、ほかの官廳に比較いたしますと、新しい機構の上に押し立てられたものであるとはいふ得るでありましようが、しかしそれにいたしまして、調査意見長官と法制意見長官とを合同した案に相なつておるのであります。が、こゝろで法務總裁の持つ最も重要な一つでありますところの法律問題に關し、内閣の最高顧問として

○齋藤委員長 お話まことにごもつともでありまして、法制と調査意見との二局の長官が、新しい法務廳の機構といたしまして最も重点を占めるものであります。従つてこれを縮減したることについては、相當に頭を悩ましたのであります。が、しかしながら實際のこれまでの運用に徴して見ますに、どうも最初企圖いたしましたごとくに運用ができにくいのであります。つまりもとと法制局で一緒にやつてやつておつたのであります。が、かえつて一つにした方が能率があがりはせんか、二つであるがためにかえつていづれも能率を落すといふやうなことがないでもなかつたのであります。あるいは運用のやり方がまずかつたせいかもしれません。が、機構の面及び人の運用の面でもどうも悪いところがあつたのであります。この際二つを一つにするには少し小さくなりすぎるかとも思ひましたが、さて一つ半にするわけにも参りませんので、二つを一つにいたしました。そのかわりに人材を充実いたしました。最も優秀な人もつて充実したる運用をやつてみた

○花村委員 なるほど法務廳はできましてから日が浅いのであります。それから、ほかの官廳に比較いたしますと、新しい機構の上に押し立てられたものであるとはいふ得るでありましようが、しかしそれにいたしまして、調査意見長官と法制意見長官とを合同した案に相なつておるのであります。が、こゝろで法務總裁の持つ最も重要な一つでありますところの法律問題に關し、内閣の最高顧問として

○花村委員 行政整理は國家の要請でありますから、当然過ぎるほど当然であります。この改正案を見ますれば、要するに現在までの法務廳を縮小したというにすぎぬのであります。もちろんこれは行政整理として縮小の方途に進むべきは当然ではあります。が、その縮小することによつて、その能率を低下せしめてはならぬのみならず、さらに進んで新時代に沿うところの新しき機構を持つた機構をつくり出すといふことであらねば、眞の行政整理の精神を貫くことはできぬと思ふのであります。が、本法案を見てみますれば、要するに在來の法務廳をただ縮小したというにすぎない。何ら新生面を開いておるといふ点を観取し得られないのであります。今や國家再建も一歩一歩進みまして、そして今日の段階においてはさらに國家再建に関する新方途を見出して、新しき時代の流れに沿うといふことに相なるべきが行政整

○齋藤委員長 お話まことにごもつともでありまして、法制と調査意見との二局の長官が、新しい法務廳の機構といたしまして最も重点を占めるものであります。従つてこれを縮減したることについては、相當に頭を悩ましたのであります。が、しかしながら實際のこれまでの運用に徴して見ますに、どうも最初企圖いたしましたごとくに運用ができにくいのであります。つまりもとと法制局で一緒にやつてやつておつたのであります。が、かえつて一つにした方が能率があがりはせんか、二つであるがためにかえつていづれも能率を落すといふやうなことがないでもなかつたのであります。あるいは運用のやり方がまずかつたせいかもしれません。が、機構の面及び人の運用の面でもどうも悪いところがあつたのであります。この際二つを一つにするには少し小さくなりすぎるかとも思ひましたが、さて一つ半にするわけにも参りませんので、二つを一つにいたしました。そのかわりに人材を充実いたしました。最も優秀な人もつて充実したる運用をやつてみた

○花村委員 それはおきめになつたでしょうが、それは動かすべからざる法則でもないわけですから、もし審議の途上において慎重審議ができぬということであれば、他の方へまわすことはあえて違法ではないと思ひますから、委員長の方でさうおとりはからいになられたらいかですか。あるいはそれともただいま委員長が申されたように、本日一日でこれを終了するという

○齋藤委員長 お話まことにごもつともでありまして、法制と調査意見との二局の長官が、新しい法務廳の機構といたしまして最も重点を占めるものであります。従つてこれを縮減したのことについては、相當に頭を悩ましたのであります。が、しかしながら實際のこれまでの運用に徴して見ますに、どうも最初企圖いたしましたごとくに運用ができにくいのであります。つまりもとと法制局で一緒にやつてやつておつたのであります。が、かえつて一つにした方が能率があがりはせんか、二つであるがためにかえつていづれも能率を落すといふやうなことがないでもなかつたのであります。あるいは運用のやり方がまずかつたせいかもしれません。が、機構の面及び人の運用の面でもどうも悪いところがあつたのであります。この際二つを一つにするには少し小さくなりすぎるかとも思ひましたが、さて一つ半にするわけにも参りませんので、二つを一つにいたしました。そのかわりに人材を充実いたしました。最も優秀な人もつて充実したる運用をやつてみた

○花村委員 行政整理は國家の要請でありますから、当然過ぎるほど当然であります。この改正案を見ますれば、要するに現在までの法務廳を縮小したというにすぎぬのであります。もちろんこれは行政整理として縮小の方途に進むべきは当然ではあります。が、その縮小することによつて、その能率を低下せしめてはならぬのみならず、さらに進んで新時代に沿うところの新しき機構を持つた機構をつくり出すといふことであらねば、眞の行政整理の精神を貫くことはできぬと思ふのであります。が、本法案を見てみますれば、要するに在來の法務廳をただ縮小したというにすぎない。何ら新生面を開いておるといふ点を観取し得られないのであります。今や國家再建も一歩一歩進みまして、そして今日の段階においてはさらに國家再建に関する新方途を見出して、新しき時代の流れに沿うといふことに相なるべきが行政整

○齋藤委員長 お話まことにごもつともでありまして、法制と調査意見との二局の長官が、新しい法務廳の機構といたしまして最も重点を占めるものであります。従つてこれを縮減したのことについては、相當に頭を悩ましたのであります。が、しかしながら實際のこれまでの運用に徴して見ますに、どうも最初企圖いたしましたごとくに運用ができにくいのであります。つまりもとと法制局で一緒にやつてやつておつたのであります。が、かえつて一つにした方が能率があがりはせんか、二つであるがためにかえつていづれも能率を落すといふやうなことがないでもなかつたのであります。あるいは運用のやり方がまずかつたせいかもしれません。が、機構の面及び人の運用の面でもどうも悪いところがあつたのであります。この際二つを一つにするには少し小さくなりすぎるかとも思ひましたが、さて一つ半にするわけにも参りませんので、二つを一つにいたしました。そのかわりに人材を充実いたしました。最も優秀な人もつて充実したる運用をやつてみた

い。そうなければえつて能率をあげ得るであろう、こう考えましてこういう制度にいたしましたのであります。それから見ておきますと、この法制の仕事を、現在法制局長官がやっております仕事は時と場合により、仕事の分量が減つて参るわけでありまして。かたわら意見長官の仕事はふえて参ります。そういういたしますと、將來においてはやはり内容はかわつて参りますが、一長官のもとに統一されてさしつかえない、あるいは一層ぐあいよくなる傾向にあるのであります。今いささか過渡期にあるのであります。今後今の御意見のごとく、そういう新しい観点から、最も時代に適した運用をやつて行きたいと考えております。行政整理が、ありませんければ、二長官でやりますこともまたつこうなのであります。行政整理という大きな問題があり、また、一長官にまゝとめてみたのでございまして。これにつきましては関係方面等にもよく相談をいたしまして、関係方面等もいろいろな点から考えまして、了承を與えてくれたのであります。

○花村委員 しかばさらにお尋ねいたしますが、本法案による行政改革によりまして何人の整理ができ、かつ予算面において何ほどの縮小ができるか、節約ができるか、この点をお尋ねいたします。

○猪田國務大臣 機構はごらんのごとく約三割小さくなったのであります。が、人員は何ほどの整理になるか、実は今日定員の方の相談を始めておるのであります。しかしただいまのところ、法務本廳におきまして定員も三割減にいたしております。従つて定員の

方三割減は必ずでございます。予算も従つてその人件費三割が減るわけでありまして。私今予算の数字を覚えておりませんが、後ほどまた調べまして申し上げます。大体法務廳といつたしましてはあとの、たとえば検察の方でありますとか、警務の人間といふものは特殊な機能を當てておりますために、一般の行政官吏とは違つた率を適用いたしまして、その整理率が非常に低いのであります。あるいはほとんど整理の要のない種類の官吏もたくさんあります。法務廳全体といたしましては整理人員が非常に小さいのであります。ただ本廳だけは、ただいま申し上げましたような大きな機構の改革に伴ひまして、これは他の行政廳と何ら相違がありませんために、その一般原則が適用されまして三割減少ということになりまして、多分五百人内外の人員の減少であつたと思つております。これは大体きまつております。ただ法務廳全体といたしましては、まだ他の方面の定員の減少の程度がきまつておりません。しかしこれも非常にわずかな程度で食いとめ得るものと考えております。従いまして機構はかように小さくなりまして、人員の面及び予算の面等におきましては、法務廳としては相当大きな負担であります。他の各省に比べますとゆるやかなような形になつておるわけでありまして。

○花村委員 もちろん行政整理のためにこの種法案を出されるのであります。従いましてこの機構改革によつてどの程度の人員の整理ができ、あるいはまたどの程度の予算の縮減ができるかという大体的予定があるべきではないかと思ひますが、法務廳の中の檢察廳等におきましては、檢察官が今日二百何十名かの不足をしておるということ、檢察事務にも支障を來しておるというような状況におかれておることは、私はここに多く申し上げませんが、この檢察廳方面における整理はどういう関係になつておるか、そして本廳とのつり合ひはどういうことになつておるか、こういう点はすでに本案を立てるときに並行して考えなければならぬことでありまして、おそれるこの行政整理によつて生ずる整理の結果といふものの御用意があらうと思ひますが、もしここにないということでありするならば、後にこの点を御明示願ひたいと思ひます。そういうところまでまだ準備ができておらぬのですが、おるのですか、もちろんおらねばならぬことではあらうと思ひますが、どういふ御準備がありますか、それを御尋ねいたします。

○猪田國務大臣 ただいま本廳のことを申し上げましたが、本廳の総人員はただいま約千七百八十八人あります。そのうち五百十人ばかりが今度は整理をされることになつております。これはほぼ確定いたしております。それから本廳外の檢察廳、司法事務局、刑務所、その他少年審判院でありますとか、少年院でありますとか、いろいろなものがありますが、それは今委員長のお話のごとく、案がちゃんとできております。閣議決定に至つておりませんから、申し上げかねたのであります。その機構の方は、もう法案もちゃんとできておる通り、これはきまつております。人員の方は、実は閣議の案はございしますが、それはまだきまつておりません。どういふつもりであるかといふことだけはついでに申し上げたいと思ひます。法務廳としてはまず檢察職員であります。檢察職員はただいま定員が一万一千三百九十二人あります。これは相當の欠員がまだあるのであります。これはごく一部の純粋な事務職員であります。この事務職員は実員であります。ただいま欠員がございすから、その欠員の中の一部分を減員する。従つて実際に補充すべきものを、補充を幾らか控えるという程度にしたいと思つております。しかしこれも直接檢察に当ります檢察官、あるいは檢察事務官等については減員を考へておりません。それから司法事務局の職員であります。これは今度は法務局という名前になりまして、この設置法案の中にうたつてありますが、これは相當な欠員がまだございす。そのうち約四百人だけを整理するつもりであります。八千九百人近い定員がおります中で、約四百人ばかりの減員をしなればならぬかと思つております。それから少年審判所職員、刑務所の職員、少年院、少年觀護所、少年鑑別所の職員、刑務官練習所の職員、矯正保護管区の本部の職員、それから檢察審査会職員、司法保護委員会職員、こういうものはほとんど減員をいたさないつもりであります。ただいまそういう案になつております。但しこれは閣議の結果、あるいは多少の要求があるかとも考へておりますが、まだ決定に至つておりません。

○花村委員 それと牽連して予算の方はどうですか。

○猪田國務大臣 予算の方は、大蔵省はすでに本年度の予算におきまして、大体行政整理を見込みました予算を立てておられますが、大蔵省におきまして、特に本廳の五百人の人員整理につきましては、すでにこれだけちょうど予算の減をいたしております。それから檢察廳そのほかのものにつきましては、司法事務局職員に四百人の減をいたしております。と、檢察職員の中でも大蔵省は約七百七十人の減を見込んでおります。しかしながら私どももいたしましては、この司法事務局職員の四百人だけを認めることにいたしました。檢察職員の七百六十八人という大蔵省の査定は欠員の三割でありまして、その欠員の三割と申しますのも、檢察事務官を除きました他の事務職員の三割でありまして、このくらいはあるいは閣議の結果減員を認めなければならぬかと考へております。これは大蔵省の案であります。大蔵省の案をそのまま認めますか、あるいはもつとこれを減額を願ひますか、まだ閣議の結果でなければわかりませんが、とにかくほかの行政廳に比べますと、非常に合理的な数字が出て参つておるのであります。

○花村委員 ただいま法務總裁が述べられた人員整理によりまして、金額に於いてどの程度の縮減がなされるものでありましようか。その教額をお聞きしたいと思ひます。

○猪田國務大臣 ただいま會計の者が参つておりませんので、数字がないのであります。いづれまたあらためて御報告申し上げます。

○花村委員 最後に法務總裁にお尋ねしておきたいことは、私が冒頭に本法案の審議に関する意見を述べたのであります。が、この法案は本日審議を了さなければならぬというような急進的な法案でないことは、きわめて明瞭であ

くわけにも参りませぬ。民事の仕事に保護をくつつけるわけにも参りませぬ。さらばというて、保護だけを独立にするというのもおさらむずかしいものでありますから、まず常識的に考えまして、檢察と行刑とはとにかく隣同士でありますから——仕事の面はなるほどお話のごとく背中合せになつておるかもしれませんが、大體関連のある仕事でありますから、まずどれか一

と檢察とをまとめるほかはないであらう、こういうことでできておるのであります、決してこれが最もいい制度であるとは考えておらぬのであります。しかしながら今のような考えも皆さんの間に十分ありますので、その運用にあたりましては、人選その他につきまして十分注意をいたしまして、万あやまちのないようにいたしたいと考えておるのであります。

○製木委員 法務廳の設置法を見ますと、第一條に「法務總裁は、法律問題に關する政府の最高顧問として、内閣並びに内閣總理大臣及び各省大臣に對し、意見を述べ、又は勸告する。」となつておるのでありますが、これは法務廳として内閣總理大臣あるいは各省大臣から諮問がなくても、獨自に意見を述べ、または勸告することができなければならないでしょうか。その点を伺いたないのであります。

○殖田國務大臣 實際の運用におきましては、日々立法事項等につきまして内閣總理大臣及び各省大臣に向つて意見を述べておるのでありますが、むしろそういふにパッシブな場合でなくとも、積極的に法務總裁が意見を述べられるものと思つております。

○製木委員 これは内閣並びに内閣總理大臣及び各省大臣に對してだけでありましょうか、その他の部局に對して、總理大臣以下の、あるいは各省大臣以下の局長とか部長とか、あるいは閣員に對して意見を述べ、または勸告することが實際あるのですか、ないのですか。それはできることになつてゐるのですか、できないことになつてゐるのですか。

○金子政府委員 立法の建前から申しますと、正式にはやはり法務總裁を通じて内閣及び各省大臣に意見及び勸告をするということになるのであります。

○殖田國務大臣 各省の局長から檢務長官なりあるいは調査意見長官に對して照会があつたときに、これに對して局長なり、長官なり、長官の名義でお答えすることもある、あるいはまた意見を述べることもございますけれども、正式にやる場合には、やはり總裁を通して各省大臣あてにするというのが建前になつております。

○製木委員 そのところがちよつとわれないのでありますが、事實上、たとえば法務調査意見長官の名前で各省の局長に意見を述べるようなことがあり得るとの今の御答弁でありました、そういう場合、その責任はだれが負うのでありますか。

○金子政府委員 それはやはり局長なり長官が、ちよつと行政部局の關係として、労働省の労働局長が運輸省の局長と意見を交換するといふのと、同じ意味においてなされるのであります。

○製木委員 總裁に伺いたいのであります、第一條の、そういうふうな事實上の慣例があるように今言われましたが、一般國民から法務廳に對して、ある法律の問題についての解釈なんかに疑義ある場合に問合せた場合、どうも今までの例を見ますと、これは政府から諮問がなければ、また政府に對して意見を述べるのだからというふうなことで、あまり意見を述べられないようでありました。國民から疑義ある法律問題に關して問合せがあつた場合に、法務廳としてこれを答えるようにした方がいいと思つてゐますが、この点についてどういふふうにお考でありますか。

○殖田國務大臣 ただいまのお話は、たとえば法律相談所のようなものを法務廳がやつたらよからうということだと思ひます。それは至極けつこうなところと思ひますが、現在のところ、まだそれまでに十分な機構も、人間も持つておらぬのであります。ただ法務廳設置法の表から言いますれば、法務總裁は、さうな直接人民に對して法律の解釈をするとか、ある意見を述べるというふうなことをする權限は、今のところ持つておらぬと思つてゐるのであります。議場において議員諸公から法務廳の意見を求められますれば、それは法務廳として、こゝで政府の見解をいたしまして法律上の解釈を申し上げ、あるいは意見を申し上げてさしつかえないと思つてゐますし、實際はまた常に意見を申し上げておるのであります、それが、そういう公の機關でなしに、私個人としまして、一々法務總裁として解釈を與へ、意見を述べるといふことは、實際問題といたしましては煩にたえざると思ひます。ただごく市井の法律問題というふうなものに對して、法律相談所というふうなものを政府に設けて、そうしてその相談に應ずるといふようなことは、別の意味におきましてあつてもいいのではないと思ひますが、まだそういう方面までは、政府は手が伸びて参つておらぬのであります。

○製木委員 法務廳を設置した非常に大きな目的というのは、政府の最高の法律顧問という点にあると思つてゐる、

○殖田國務大臣 いずれ法務委員會に出まして、またできるだけ資料を提出して御説明いたします。

○花村委員 先ほど法務總裁の御答弁のうちに、本法案と司法試験法並びに犯罪者予防更正法とが不分離の關係にないのだというお話でありました、が、本法案の第十三條の八を見ますれば、司法試験管理委員會については、司法試験法の定めるところによると規定し、しかも第十六條には、犯罪者の予防更正保護に關する規定がこれまた置かれておりますので、本法案とは不分離の關係にありまことは、この一事をもつてしてもさきわめて明瞭でありまして、先ほど法務總裁の答弁された不分離の關係はないのだという御意見は誤りであると思つてゐるのであります。かような關係に置かれておりますので、本法案の審議に際しましては、ただいま申し上げました後に法務委員會に提出せらるべき司法試験法案並びに犯罪者予防更正法案といふものを、十分考慮のうちにに入れて審議を進められんことを委員長に要請いたしておきます。

○木村(義)委員 刑務所を増加するような話だが、ほんとうかうするか、よく聞きたいと思ひます。

○殖田國務大臣 刑務所は、戦争前には五万に上つたことはありません。四万数千人を最高としたしてあります、收容人員が、ただいまでは約十萬近い数になつております。従つていづこの刑務所も過剰拘禁の状態にありますので、刑務所をふやすわけではありますせんが、刑務所の設備を大いに拡張しな

ります。これを法務廳の機構内では、法務調査意見局がその仕事をやつて來たと思ひます。ところがこの法務調査意見局と法制局を一緒にして、法制意見長官といふのをつくるというところに變更されるのであります、こういうことになる、この法制意見長官になる人の持つてゐる考え方によりまして、どうも調査意見局の意見が押えられるような危険があるのではないかと思つてゐます。從來調査意見局は政府に對しまして、政府の法律問題に關して相當民主主義的な思い切つた遠慮のない意見を出して來て、それが非常に日本の民主化に役立つて來たと思つてゐます。これが一緒にすることによつて、そういう從來の意見調査局が果して來た非常な一面の仕事が掣肘を受けるのではないかと思つてゐますが、この点についての法務總裁の御見解を承りたい。

○殖田國務大臣 その点は御心配はないと思ひます。從來の調査意見長官として貢獻したる美点、長所は、あくまでも新しい機構においてもこれを保存するつもりであります。

○製木委員 最後に、実は先ほどお伺ひいたしました團體等規正令に基く費用の増加と追放者監察に必要な経費、これが二十三年度より非常にふえておるのであります。この法務廳設置法の改正、これは大体において費用の節約というふうなことを目標にして機構の改革をやつてゐるのだと了解してゐるのであります。にもかかわらず、こちらの方が非常にふえておる。それについての資料を——先ほどの御説明ではよくわからないのであります、客観的な資料をひとつ出して、納得の行く

○殖田國務大臣 いずれ法務委員會に出まして、またできるだけ資料を提出して御説明いたします。

○花村委員 先ほど法務總裁の御答弁のうちに、本法案と司法試験法並びに犯罪者予防更正法とが不分離の關係にないのだというお話でありました、が、本法案の第十三條の八を見ますれば、司法試験管理委員會については、司法試験法の定めるところによると規定し、しかも第十六條には、犯罪者の予防更正保護に關する規定がこれまた置かれておりますので、本法案とは不分離の關係にありまことは、この一事をもつてしてもさきわめて明瞭でありまして、先ほど法務總裁の答弁された不分離の關係はないのだという御意見は誤りであると思つてゐるのであります。かような關係に置かれておりますので、本法案の審議に際しましては、ただいま申し上げました後に法務委員會に提出せらるべき司法試験法案並びに犯罪者予防更正法案といふものを、十分考慮のうちにに入れて審議を進められんことを委員長に要請いたしておきます。

○木村(義)委員 刑務所を増加するような話だが、ほんとうかうするか、よく聞きたいと思ひます。

○殖田國務大臣 刑務所は、戦争前には五万に上つたことはありません。四万数千人を最高としたしてあります、收容人員が、ただいまでは約十萬近い数になつております。従つていづこの刑務所も過剰拘禁の状態にありますので、刑務所をふやすわけではありますせんが、刑務所の設備を大いに拡張しな

ります。これを法務廳の機構内では、法務調査意見局がその仕事をやつて來たと思ひます。ところがこの法務調査意見局と法制局を一緒にして、法制意見長官といふのをつくるというところに變更されるのであります、こういうことになる、この法制意見長官になる人の持つてゐる考え方によりまして、どうも調査意見局の意見が押えられるような危険があるのではないかと思つてゐます。從來調査意見局は政府に對しまして、政府の法律問題に關して相當民主主義的な思い切つた遠慮のない意見を出して來て、それが非常に日本の民主化に役立つて來たと思つてゐます。これが一緒にすることによつて、そういう從來の意見調査局が果して來た非常な一面の仕事が掣肘を受けるのではないかと思つてゐますが、この点についての法務總裁の御見解を承りたい。

○殖田國務大臣 その点は御心配はないと思ひます。從來の調査意見長官として貢獻したる美点、長所は、あくまでも新しい機構においてもこれを保存するつもりであります。

○製木委員 最後に、実は先ほどお伺ひいたしました團體等規正令に基く費用の増加と追放者監察に必要な経費、これが二十三年度より非常にふえておるのであります。この法務廳設置法の改正、これは大体において費用の節約というふうなことを目標にして機構の改革をやつてゐるのだと了解してゐるのであります。にもかかわらず、こちらの方が非常にふえておる。それについての資料を——先ほどの御説明ではよくわからないのであります、客観的な資料をひとつ出して、納得の行く

○殖田國務大臣 いずれ法務委員會に出まして、またできるだけ資料を提出して御説明いたします。

○花村委員 先ほど法務總裁の御答弁のうちに、本法案と司法試験法並びに犯罪者予防更正法とが不分離の關係にないのだというお話でありました、が、本法案の第十三條の八を見ますれば、司法試験管理委員會については、司法試験法の定めるところによると規定し、しかも第十六條には、犯罪者の予防更正保護に關する規定がこれまた置かれておりますので、本法案とは不分離の關係にありまことは、この一事をもつてしてもさきわめて明瞭でありまして、先ほど法務總裁の答弁された不分離の關係はないのだという御意見は誤りであると思つてゐるのであります。かような關係に置かれておりますので、本法案の審議に際しましては、ただいま申し上げました後に法務委員會に提出せらるべき司法試験法案並びに犯罪者予防更正法案といふものを、十分考慮のうちにに入れて審議を進められんことを委員長に要請いたしておきます。

○殖田國務大臣 いずれ法務委員會に出まして、またできるだけ資料を提出して御説明いたします。

○花村委員 先ほど法務總裁の御答弁のうちに、本法案と司法試験法並びに犯罪者予防更正法とが不分離の關係にないのだというお話でありました、が、本法案の第十三條の八を見ますれば、司法試験管理委員會については、司法試験法の定めるところによると規定し、しかも第十六條には、犯罪者の予防更正保護に關する規定がこれまた置かれておりますので、本法案とは不分離の關係にありまことは、この一事をもつてしてもさきわめて明瞭でありまして、先ほど法務總裁の答弁された不分離の關係はないのだという御意見は誤りであると思つてゐるのであります。かような關係に置かれておりますので、本法案の審議に際しましては、ただいま申し上げました後に法務委員會に提出せらるべき司法試験法案並びに犯罪者予防更正法案といふものを、十分考慮のうちにに入れて審議を進められんことを委員長に要請いたしておきます。

○木村(義)委員 刑務所を増加するような話だが、ほんとうかうするか、よく聞きたいと思ひます。

○殖田國務大臣 刑務所は、戦争前には五万に上つたことはありません。四万数千人を最高としたしてあります、收容人員が、ただいまでは約十萬近い数になつております。従つていづこの刑務所も過剰拘禁の状態にありますので、刑務所をふやすわけではありますせんが、刑務所の設備を大いに拡張しな

ります。これを法務廳の機構内では、法務調査意見局がその仕事をやつて來たと思ひます。ところがこの法務調査意見局と法制局を一緒にして、法制意見長官といふのをつくるというところに變更されるのであります、こういうことになる、この法制意見長官になる人の持つてゐる考え方によりまして、どうも調査意見局の意見が押えられるような危険があるのではないかと思つてゐます。從來調査意見局は政府に對しまして、政府の法律問題に關して相當民主主義的な思い切つた遠慮のない意見を出して來て、それが非常に日本の民主化に役立つて來たと思つてゐます。これが一緒にすることによつて、そういう從來の意見調査局が果して來た非常な一面の仕事が掣肘を受けるのではないかと思つてゐますが、この点についての法務總裁の御見解を承りたい。

○殖田國務大臣 その点は御心配はないと思ひます。從來の調査意見長官として貢獻したる美点、長所は、あくまでも新しい機構においてもこれを保存するつもりであります。

○製木委員 最後に、実は先ほどお伺ひいたしました團體等規正令に基く費用の増加と追放者監察に必要な経費、これが二十三年度より非常にふえておるのであります。この法務廳設置法の改正、これは大体において費用の節約というふうなことを目標にして機構の改革をやつてゐるのだと了解してゐるのであります。にもかかわらず、こちらの方が非常にふえておる。それについての資料を——先ほどの御説明ではよくわからないのであります、客観的な資料をひとつ出して、納得の行く

○殖田國務大臣 いずれ法務委員會に出まして、またできるだけ資料を提出して御説明いたします。

○花村委員 先ほど法務總裁の御答弁のうちに、本法案と司法試験法並びに犯罪者予防更正法とが不分離の關係にないのだというお話でありました、が、本法案の第十三條の八を見ますれば、司法試験管理委員會については、司法試験法の定めるところによると規定し、しかも第十六條には、犯罪者の予防更正保護に關する規定がこれまた置かれておりますので、本法案とは不分離の關係にありまことは、この一事をもつてしてもさきわめて明瞭でありまして、先ほど法務總裁の答弁された不分離の關係はないのだという御意見は誤りであると思つてゐるのであります。かような關係に置かれておりますので、本法案の審議に際しましては、ただいま申し上げました後に法務委員會に提出せらるべき司法試験法案並びに犯罪者予防更正法案といふものを、十分考慮のうちにに入れて審議を進められんことを委員長に要請いたしておきます。

ければならぬ状態になつておるのであります。それからまた戦争の際に被害を受けた刑務所の設備も大分あるものであります。それらを新しく設備いたしますために、公共事業費の中で多分十二、三億の経費が計上されておると思うのであります。それによりまして設備は約数万坪が増加することに相なるのであります。特に刑務所をふやすという予定はございません。

○木村(義)委員 しかしそれは建物は建てなくとも、実質的には刑務所がふえたと同じことになると思いますが、この解釈してさうつかありませんか。

○福田國務大臣 さうであります。刑務所のスペースが非常に大きくなりますので、実質的には刑務所がふえたような形になります。

○木村(義)委員 最近各刑務所において頻々と何んな事件が起つております。私の町の刑務所も、この間脱走だか何だか大暴動が起つたんですが、この原因を探究してみますと、大体刑務所の言うことと実情とは違ふのであります。最近食糧が非常に悪い、しかも夜具なんかほとんどない。そこにもつて行つて、看守の者が月給が安い関係もあるでしょうが、でたらめをやつておる。こういうことがだん／＼と大きな原因となつて爆発いたしました。あのような騒ぎが起るわけであつて、今のような刑務所をふやす方法——この法案を見ましても、とにかく人を有無を言わず縛り上げることのみ強調されておる。どうも私たちは理解できない点がたくさんございまして、何かお考えになつておる点はございせんか。

○福田國務大臣 單に刑務所のスペースをふやすだけではありません。その内容を十分に充実改善をいたしまして、また刑務所の官吏その他の職員につきましても、十分に人を充実し、さうしてつばな人間を集めたいと思つて、努力をいたしておるのであります。それらの点が十分なるためにいろいろな問題を生じておると思つております。従つて今度の行政整理におきましても、刑務所職員には一指も染めません、ましてこれを充実するといふ立前をとつておるのであります。

○木村(義)委員 そういたしますと、一般の行政官吏は生活不安の中で首を切られて街頭に放り出される。刑務所の番人はふえておる。さういたしますと、だん／＼やつて行けなくなつて失業になる、失業者になると食えませんが、犯罪者がふえる。今度の行政改革のやり方、行政機構の改革といふものは、さういふような方法をもつて現政府はおやりになると解釈してさうつかえございせんか。

○福田國務大臣 そういふ方法でやるわけではございません。行政整理は行政整理として、現下の財政止その他から当然の必要でありまして、行政整理の結果を刑務所のスペースの増加、人員の増加によつてこれを食ひとめるというようなことは毛頭考えておりません。犯罪の増加は片方においてなるべく防ぐ、それでもふえて行く犯罪のために刑務所の設備を充実するだけのことであります。刑務所をふやすことは毛頭考えておりません。

○木村(義)委員 それはむしろさう簡單にはならぬでしょうが、結果的にはさうなる危険性が多分にある。そこで問題は、たとへば少年観護所といふものが、さういつた問題を例にしますと、おやじが失業いたしますと、今までも零細な月給でなか／＼うま／＼やつて行けなかつた。従つて子供に対しても十分なものでもできなかった。学校にも行かせられないといふやうな社会の大きな困難状態が、少年の犯罪をふやしておると思ふ。そこで少年観護所といふたやうな問題も起つて來ますが、現在の少年観護所は、この間も大脱走があつたやうですが、これはさうきの刑務所と同じやうなことで、観護所といつてきつめて名前はいいいすが、あれは守るところではない。ぶ／＼なぐることはやらないらしいが、そのまねごとをやることだと私たちは見えておるが、この機構は根本的に改革されるお考えはないですか。

○福田國務大臣 機構をいたしましてはつづにできておるつもりでありまして、ただその機構の設備——物的設備、人的設備のまだ十分なためにさういふ不祥事件を起しておるのであります。まことに申し訳ないと思つております。これはできるだけすみやかに十分な措置を講じて、内容を改善いたしまして、法規の目的とする機能を發揮せたいと思つております。

○木村(義)委員 刑が終つて出た者のいわゆる匡正といふまじやうか、さういつたことなんです。最近はいろいろな犯罪がふえて、刑務所の囚人がふえて來たといふことは間違いない事実なんです。ところが現在、一般のまじめな労働者や、あるいは官吏の方々でも首を切られてしまふといふやうなとき、まして刑務所を出て來た者はなかなか雇ひ手がないと思ふ。刑務所から出て來て雇ひ手もないので、またその刑務所へ行くといふ悪循環をやらなければならぬやうな現状だと思ふ。日本の当面いたしますやうなむづかしい問題の中にあつて、困難な面もあるでしょうが、このところを相当お考えになつて、さういつた機構をこしらへるときにもさういふことを考えませんか。非常に問題が起ると思ふ。さういふ点について、今までのやうな申訳的な司法委員とか、お寺の坊さんにまかしておくとさういふことで、とても問題は解決しないと思ひます。この点何か今度の機構の中に、もつと具体的なことを加味されるお考えはございせんか。

○福田國務大臣 まことにございせん。お考えで、私も常々その点については憂慮をいたしておるのであります。が、いかにせん莫大な費用を要するために、われ／＼の考えが如実に実行できないのであります。ただ司法保護の問題につきましても、特に意を用いなければならぬことであります。から、いろ／＼と研究をいたしてございまして、まず金のかからない面から逐次実行いたして行きたいと思つておるのであります。まだこれと思ふほどの成果をお目にかけらるまでに至つておりませんが、今後とも一層努力いたしたいと思つております。

○木村(義)委員 刑務所のことばかり言うやうですけれども、刑務所へ入る機が多いので大いに研究してゐるのであります。最近全国の刑務所の囚人で、若い元氣のよい者をどん／＼北海道へ送つていますが、中には行つたかと思へば、十日目くらいには仮釈放で出ているという連中まで含めて送るのですが、あれは何か特殊な原因がございせんか。経費が相当かかると思ひますが……

○佐藤(義)政府委員 ただいまのお尋でございまして、昨年の夏に北海道の開発のために、全国の刑務所の受刑者のうちで、成績の優秀な重労働に耐え得るやうな人を選抜いたしました。北海道の開発産業に従事せしめたのであります。その開発産業に従事している間に、非常に成績の上つた者につきましては、内地の刑務所で作業をしておる当時よりも割のよい計算によりまして、短期間で仮釈放をしたという例は多々あるものであります。これによつて受刑者の改過遷善の効果が非常にあつたつもりであります。他面北海道の開発産業につきましても、普通の入植者あるいは帰還者ではとうていできないやうなむづかしい荒仕事をいたしまして、外地からの帰還者、あるいは内地の帰還者等が北海道に入植するに非常に都合のよいやうな準備的な開拓作業に成績をあげておるのであります。さういふ効果はありますけれども、ただいまお話のように、各地から受刑者を北海道へ送るために相当輸送費はかかつておりますが、輸送賃を償つてあまりある成績を上げておるつもりであります。ただ輸送賃のかさばることを考えまして、昨年はなるべく東北及び東京管内、名古屋、関西方面から送つたのであります。遠い九州等からは一名も送らないやうな手配をいたしました。

○木村(義)委員 今日日本には失業者が何百万とある。そして開拓者として働

かなければならぬ方もたくさんある。ところがそういう連中がでない仕事を刑務所の囚人にさせたということになる、非常に大きな人道問題だと思ひます。刑務所へ入れて置いて、人がいやがるような重労働をやらすことになるわけですね。一般の者にやらしては困るような仕事をやらした。かように解釈してかまいませんか。

○佐藤(藤)政府委員 さように私のお答えを曲げて解釈されますことは、はなはだ遺憾であります。私の言葉が足りないのでもさうな誤解を受けたことと存するのではありません。普通人がきらうような労働を、特に受刑者を選んでやらせたわけでは決してないのであります。御承知のように北海道の未開墾の土地は莫大なものであります。何千町歩という平野が未開墾のままになつておるのであります。ところが戦災者及び外地からの帰還者等が行つて、すぐに開拓することができないやうな事情がたくさんあるのであります。今までデスク・ワークをしておつた者に、土地が空いておるから北海道へ行つて働けと言つてもなか／＼できないので、入植させるにはまず道路や下水をこしらへ、水田の温度が低過ぎれば低温の水を一時貯えて置いて、水田に適するやうな高温にするダムをこしらへるとか、いろ／＼入植者が入植しやすい下ごしらえをする作業に用いたものであります。私どもは決して人道に触れるものとは考えておらぬのであります。現に昨年初めて試みたことではありますけれども、この点は明治初年に北海道開拓作業について受刑者を使つた例にかながみまして、いろ／＼な悪例もありましたので、そういう悪

例をためつつ新たな方法で開拓作業をなさしたつもりであります。昨年の夏に向うに行つて、働いた受刑者についてそれ／＼の感想も聞いてみましたし、また私自身八月向うに行つて、方々働いておるところを慰問いたしましたのであります。その際に受刑者は非常に喜んで働いておられた。またその働いておる近所の北海道の住民の方々も、非常によいことをしていただいた。自分たち個人の力ではとうていできない開拓作業を大勢の人がやつてくれて、これで今年の冬も水が出る心配がない。昨年は氷の中で正月を迎えたが、こしは安心して正月を迎え得るというやうなことで、非常に喜んでくれたのであります。ただいま御質問のやうな人道問題の御心配は絶対にないことを、私は断言できると思つております。

○木村(榮)委員 法務総裁がおられまゝで、刑務所の問題はこつくりいたしまして、この次にやらしていただきます。この改正法案の第六條と第八條の中に、さつき梨木君が質問いたしましたのと大体関連してゐると思ひますが、長官が云々の問題、これは國家行政組織法と相当食い違ふ点が出て來ると思ひます。そうしますと國家行政組織法の部局とかいふ／＼なことがある中で、命令系統といふまじやうか、監督系統と申しまじやうか、これは文字の上では食い違ひないかもしれませんが、内容的に食い違ひと思ひます。この点はどのように解釈しておりますか。

○佐藤(藤)政府委員 國家行政組織法の組織並びに系統等とは、お説のやうに法務廳設置法の予定しておる組織は、幾分違つてはおりますけれども、國家行政組織法で予定しております各省の組織は、申し上げるまでもなく上は大員、次官、局長、課長、事務官等というふうなピラミッド型に組織されることを予定しておるのであります。法務廳設置法では、昨年法務廳が開設せられました當時から、上は法務總裁でありますけれども、その次に一人の事務次官を置くという制度ではなく、事務次官に相當する各部局長官が数名おりました。その数名の長官がそれ／＼の所管部局をつかさどるといふ形になつておるのでございます。その下の方の組織は、行政組織法の組織と、全然各省のと同じでありますけれども、各省が次官一人で管掌するのを、法務廳ではその所管事項が非常に複雑であり、多岐にわたる、また重要な点にかながみまして、教人の長官を置くという点だけが各省の組織とは違ひますけれども、それだからといつて、國家行政組織法の根本精神に沿わないものであるとは考えておらないのであります。

○木村(榮)委員 第十三條の第三項目ですが、法務總裁は必要がある場合に特設監獄を置くこととありますが、特設監獄といふのはどんなものでしょうか。

○佐藤(藤)政府委員 第十三條の三の末項に「特設監獄の名称、位置及び内部組織は法務府令でこれを定める」とありますが、ここで予定しております特設監獄といふのは、御承知のやうに普通の刑務所のほかに少年だけを入れる少年刑務所、あるいは女子だけを入れる女子刑務所といふものを大分前から特設してございまして、一般の刑務所

とわけて処遇する方が効果的であると思われまゝで、今後も必要に應じてさうな特別な種類の刑務所を設けたといふ趣旨であります。今考へておるのは少年あるいは女子の特設監獄でございます。

○木村(榮)委員 今考へておるのは少年あるいは女子の特設監獄であるが、將來はわからぬ、さうに解釈してもさしつかへございせんか。

○佐藤(藤)政府委員 私どもの考へとしては、女子または少年のほかに設けるといふやうなことは全然考へておりません。

○木村(榮)委員 しかし法務總裁が必要あるときに設けることができますから、女子または少年ならば、簡単に女子刑務所あるいは少年刑務所で済むが、大體特設と書いてあるから特別に何でも設けられます。少年とか何とかいうまいことを言うだけであつて、かういふところにこの法案が、反民主的な考へのもとに共産黨を弾圧しようとしてゐるのではないか、その点どうですか。

○佐藤(藤)政府委員 たいへん邪推されるやうな御質問を頂戴して、はなはだ恐縮に存するのであります。前だから少年刑務所あるいは女子刑務所を内部的には特設してございしたけれども、法文の上にさうな特設監獄、特設刑務所といふやうなものは認めておらなかつたのであります。ただ処遇上女子だけを特に一箇所に收容する、あるいは少年だけを入れる、あるいは比較的刑の重い者だけを一地方に集める、あるいは軽い者を一地方に集めるといふやうなことは事實上やつておつたのであります。それを今度法律

の改正にあたつて、法文の上においてはつきり表わす方がよからう、かういふ考へのもので特設と書いたものでありまして、決して御心配のやうに思想犯を弾圧するやうな意味は毛頭ないのであります。その点は御心配無用と思ひます。

○木村(榮)委員 もう一べんお尋ねしますが、戦争中日本の軍閥や官僚によつて行われた弾圧政治、その末期において行つたいわゆる予防拘禁所といふものは、あなたのお考へではこれは特設監獄であるか、あるいは普通監獄であるか、どの部類に入るか、その解釈を聞かしていただきたい。

○佐藤(藤)政府委員 予防拘禁所は御承知のやうに開戦以前にでき上つたものであります。あの組織は刑務所ではないのであります。保安処分であると私どもは解釈いたしておつたのであります。刑の執行とは考へておりません。

○木村(榮)委員 従つてそのやうなものを稱して特設刑務所、かやうに解釈するのが一番正しいと思ひますが、どうですか。

○佐藤(藤)政府委員 ここで申し上げます刑務所、あるいは以前からの呼名である監獄、こゝういふものは刑を執行する施設、こゝういふ意味に解しておるのであります。刑の執行以外の施設を全然含んでおらないのであります。

○木村(榮)委員 それならば特設といふ意味は一体なんですか。わざ／＼特設などと言ふまでも、ただ二つしかないんですから、少年刑務所、婦人刑務所となぜ書かないか。その点の御説明を願ひたい。われ／＼のどうも解釈に苦しむやうなことを書かなくとも、

二つしかないものならば二つ書いておけばたくさんである。特別に設けると書いてある。戦争中の予防拘禁所、これは監獄じゃないと言う。妙なことをあなたはおっしゃる。現に監獄である。予防拘禁所といつて監獄に入れておる。監獄でなんなんといふのは、大インチキである。大うそつきである。

われ／＼の先輩諸君が入つておつたのは皆監獄である。そこで特別待遇を受けたこともない。皆と同じような待遇を受けておる。監獄に違いない。監獄でないというなら、建物及びその設備、生活内容、待遇その他方々の点にわたつて、絶対に刑務所ではございませぬという証拠があるならばお示し願いたい。

○佐藤(憲)政府委員 ただいま申し上げましたように、私どもの考えとしては、予防拘禁所というものはどこまでも保安処分を執行する場所でありまして、刑を執行する監獄とは区別しておつたのであります。刑務所の一部を予防拘禁所に使つて行くようなことは、私は聞いておらないのであります。もし將來そういうような保安処分を執行する施設をここで予定しておるようなことを考えますならば、これはどうして法務府令に委任することはできないのでありまして、どこまでもそれは法律で保安処分をきめる。また保安処分を執行する施設は法律でこれを定めるべきものである。ここで委任するような法務府令で定めるといふようなことは、どうして許すべきことではない。かように考えております。

○木村(憲)委員 その前ふれにこういふものをこしらえたと解釈して、きょうには質問はこの程度でやめておきます。○齋藤委員長 次は田嶋好文君。○田嶋委員 一、二点御質問いたしたものであります。私の質問の趣旨は、今お答えになりましたことの中に多少含まれてゐる点もあると思ひます。まず第一に司法省が法務廳に改組されました。今まで司法省に存続いたしておりました政務次官制度というものがなくなつたのであります。今回の法務廳設置法案に關する内容を見まして、やはり事務次官制度がなくなつておるのであります。司法省が法務廳にかわりまして、事務次官がなくなつて、各長官がこれを担当するようになつたのであります。が、われ／＼外部からこれを見てみますと、外部の人間といたしまして非常に不便を感じたことが多々あるものであります。なおこの長官の職務内容を見てみましても、今回の場合でも不可分のなところも多分にあるのであります。どうして事務次官制度が採用しなかつたのか、その点を御質問いたします。

○佐藤(憲)政府委員 昨年の十月十五日に法務廳が新たに設立されるときに、考へ、たゞいま三割減の行政整理の結果、法務廳設置法の一部を改めて組織を改革しようといふ今の考へも同様であります。他の省において一人の事務次官で行政事務を統轄しておるのに、法務廳だけが複数の長官制度をとりますのは、これは法務廳のつかさどる職務権限の内容が非常に複雑多岐にわたつておりますので、一人の事務次官でこれを統轄するといふことは、行政の円滑なる運用を期する上において不便である。そういう考へのもとに、かような複長官制の長官をとつたのであります。

○田嶋委員 やはり外部の者から考へますと、今の御説明ではむしろ納得できないのであつて、うまく司法省の事務を運営するためには次官制度があつたがよい。こういうふうに考へられるのであります。この点はやはり今回の制定にあたりまして、たゞ機械的に人員整理といふことではなく、先ほど法務委員會の委員長から御質問がありまして、やはり科学的な意味で、仕事の能率の上、または社会制度に対して最もよい影響を與えるという立場から御研究を願ひたいと思ひます。

次に私も一点御質問いたしたいのであります。これもさつき法務委員長から質問いたした点であります。が、司法試験の管理、これはいまだどこに属するかきまつていないのであります。法務廳がよい、また裁判所がよいといふようにわかれておるのであります。どうも先ほどの法務總裁の言葉を聞いておりますと、もはや法務廳にきまつてゐるといふやうな、もう自分一人のみ込んでしまつておる。そうしてこゝろした行政機構の制度を立てたといふやうに承るのであります。が、法務總裁一人がのみ込んでおられます。やはりこれに對しては相當な議論が起つておるのであります。裁判所がよい、法務廳がよい。考へてみれば、少くともこの場合にこの機構をいたしましては、やはり私の考へも委員長考へも同じやうに、はつきりと法務廳にこれを設置するなら設置するといふ態度で臨んだ方がよいと思ひますが、こ

の点に對していかうお考へでございましょうか。

○岡崎政府委員 それでは私から便宜お答えしたいと思ひます。近く國會に提案になります司法試験法案によりますと、司法試験を管理いたします機關をいたしまして、司法試験管理委員會を設ける案になつておるのであります。その司法試験法におきましては、司法試験管理委員會は法務總裁がこれを管理する、こゝろ明文化を設けておる次第でございまして、司法試験法案と、この法務廳設置法の一部改正法案との両案におきまして、司法試験は一應法務總裁の管理下に置かれるといふことがはつきりいたしておる次第でございまして、しかしこの点につきましては、今お尋ねがございましたやうに、裁判所側は反對の見解をお持ちでございまして、おそろく國會におかれまして、相當論議のあるところであらうと考へております。政府といたしましては、試験は政府がこれを管理することが適當と考へまして、一應原案には法務總裁がこれを管理いたすといふ建前で、この法律案を提出いたしておる次第であります。

○田嶋(好)委員 そういたしますと、結局腹だけはそれで、この改正法律案にはこれを盛つていない、こゝろいふことになるわけですか。

○岡崎政府委員 司法試験法の第十二條に「司法試験に關する事項を管理させるため、法務總裁の所轄の下に司法試験管理委員會を置く。」かような明文を定めておる次第でございまして。

○齋藤委員長 これで一應質疑だけは済んだやうであります。が、ほかに別に

質疑がなければ、この連合會は、これで散會いたします。

午後三時三十二分散會